

## 第5章 総合的な評価

### 第1節 大気質

調査結果					
現地調査及び文献調査は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類で環境基準を下回る結果となった。					
予測の結果					
煙突排出ガスの長期平均濃度は、環境基準を下回る結果となった。					
	項目	最大着地濃度 (寄与濃度)	将来濃度 (重合濃度)	環境基準	
	二酸化硫黄 (ppm)	0.000099	0.002198	0.04 以下	
	二酸化窒素 (ppm)	0.000339	0.039882	0.04~0.06 以下	
	塩化水素 (ppm)	0.000377	0.003377	—	
	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.000283	0.036636	0.10 以下	
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.009419	0.038419	0.6 以下	
煙突排出ガスの短期平均濃度は、環境基準を下回る結果となった。					
		最大着地濃度 (寄与濃度)	煙突からの最大着地濃度の 出現位置 (m)		
		二酸化硫黄 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質
	一般的な気象条件時	0.001157	0.003308	1315	1310
	上層逆転発生時	0.056575	0.161598	574	534
	フュミゲーション 発生時	0.080207	0.197924	99	99
	環境基準	0.1 以下	0.20 以下	—	—
影響の分析					
予測の結果、本改良事業による変更後の煙突排出ガスの長期平均濃度予測、短期平均濃度予測とも環境基準を下回る結果となり、周辺的生活環境への影響はほとんどないと考えられる。					
環境保全対策					
<ul style="list-style-type: none"> <li>○排ガス処理設備、排ガスの監視装置の性能が維持されるよう適正な管理を行う。</li> <li>○安定した燃焼を維持するよう設備の適正な管理を行う。</li> <li>○定期的に排ガスの測定を行い、適切な維持管理に努める。</li> <li>○廃棄物運搬車両の台数を極力平準化するよう搬入ルートを設定する。</li> <li>○廃棄物運搬車両は、アイドリングストップ、急発進・急停止の禁止を徹底するとともに、環境負荷の少ない車両の導入を図る。</li> </ul>					
評価					
煙突排出ガスによる影響は、環境基準を下回り、周辺的生活環境に与える影響はほとんどないと考えられる。更に環境保全対策を行うことにより、周辺的生活環境への影響は低減できると判断される。					

## 第2節 騒音

調査結果
現地調査の結果、環境基準及び敷地境界での規制基準を下回る結果となった。
予測の結果
ごみ焼却施設等は、新たに設置する設備よりも撤去する設備のほうが多く、騒音の発生源は現況よりも少なくなるため、現況と変わらないと予測される。 し尿処理施設は、撤去される設備はあるが、新たに設置される設備はなく、騒音の発生源は現況よりも少なくなるため、現況と変わらないと予測される。 以上のことから、本改良事業による変更後の騒音は現況と変わらないと推測される。
影響の分析
予測の結果、本改良事業による変更後の敷地境界の騒音レベルは現況と変わらず、敷地境界での規制基準を下回る結果となり、施設の稼働による周辺的生活環境への影響はほとんどないと考えられる。
環境保全対策
○騒音発生機器は、低騒音の機器を採用する。 ○送風機等の設備には、可能な限り消音器を設置する。 ○騒音発生機器は、計画的な保守点検、整備を実施する。 ○定期的に敷地境界での測定を行い、適切な維持管理に努める。 ○廃棄物運搬車両の台数を極力平準化するよう搬入ルートを設定する。 ○廃棄物運搬車両は、アイドリングストップ、急発進・急停止の禁止を徹底するとともに、環境負荷の少ない車両の導入を図る。
評価
ごみ焼却施設等、し尿処理施設の稼働による影響は、規制基準を下回り、周辺的生活環境に与える影響はほとんどないと考えられる。更に環境保全対策を行うことにより、周辺的生活環境への影響は低減できると判断される。

### 第3節 振動

調査結果
現地調査の結果、敷地境界及び道路での規制基準を下回る結果となった。
予測の結果
ごみ焼却施設等は、新たに設置する設備よりも撤去する設備のほうが多く、振動の発生源は現況よりも少なくなるため、現況と変わらないと予測される。 し尿処理施設は、撤去される設備はあるが、新たに設置される設備はなく、振動の発生源は現況よりも少なくなるため、現況と変わらないと予測される。 以上のことから、本改良事業による変更後の振動は現況と変わらないと推測される。
影響の分析
予測の結果、本改良事業による変更後の敷地境界の振動レベルは現況と変わらず、敷地境界での規制基準を下回る結果となり、施設の稼働による周辺的生活環境への影響はほとんどないと考えられる。
環境保全対策
○振動発生機器は、低振動の機器を採用する。 ○振動発生機器は、計画的な保守点検、整備を実施する。 ○定期的に敷地境界での測定を行い、適切な維持管理に努める。 ○廃棄物運搬車両の台数を極力平準化するよう搬入ルートを設定する。 ○廃棄物運搬車両は、アイドリングストップ、急発進・急停止の禁止を徹底するとともに、環境負荷の少ない車両の導入を図る。
評価
ごみ焼却施設等、し尿処理施設の稼働による影響は、規制基準を下回り、周辺的生活環境に与える影響はほとんどないと考えられる。更に環境保全対策を行うことにより、周辺的生活環境への影響は低減できると判断される。

#### 第4節 悪臭

調査結果
現地調査の結果、敷地境界での規制基準を下回る結果となった。
予測の結果
煙突排出ガスの排出による悪臭は、「悪臭防止技術マニュアル-総集編-」（1988年 公害対策技術同友会）によれば、燃焼温度が800℃未満で処理した場合、排出ガスが悪臭を呈し、800℃以上で処理した場合、ほぼ臭気の発生がないと記載されている。本改良事業実施後も炉内温度を800℃以上に保ち燃焼させることから、現況と変わらないことが予測される。また、施設からの漏洩による悪臭は、本改良事業による建屋の変更はないことから、現況と変わらないと予測される。 以上のことから、本改良事業による変更後の悪臭は現況と変わらないと推測される。
影響の分析
予測の結果、本改良事業による変更後の敷地境界での悪臭は現況と変わらず、敷地境界での規制基準を下回る結果となり、煙突排出ガス及び施設からの漏洩による周辺的生活環境への影響はほとんどないと考えられる。
環境保全対策
○焼却炉内の燃焼温度を維持できるよう設備の計画的な保守点検、整備を実施する。 ○建屋からの悪臭の漏洩を防ぐため、必要時以外は扉等を開放しない。 ○施設内は定期的に清掃を行い清潔に保つ。 ○定期的に敷地境界での測定を行い、適切な維持管理に努める。
評価
ごみ焼却施設等の稼働による影響は、規制基準を下回り、周辺的生活環境に与える影響はほとんどないと考えられる。更に環境保全対策を行うことにより、周辺的生活環境への影響は低減できると判断される。

## 第5節 水質

調査結果
現況調査の結果、下水の排除の制限に係る水質の基準を遵守する結果となった。
予測の結果
ごみ焼却施設等、し尿処理施設では、現在、施設の排水をそれぞれ処理し下水道に排出している。本改良事業でも放流先に変更はない。 現況の下水道放流水では、基準値外の排水はなく、第1段階、第2段階とも処理の変更時には、放流水が下水の排除の制限に係る水質の基準内の水質であることを確認してから下水道に排出する。 以上のことから、本改良事業による変更後の下水道放流水の水質は現況と変わらないと推測される。
影響の分析
予測の結果、本改良事業による変更後も排水は下水道に排出し、その排水の水質も基準を遵守することから、周辺的生活環境への影響はほとんどないと考えられる。
環境保全対策
○排水処理設備の計画的な保守点検、整備を実施する。 ○定期的に下水道放流水の測定を行い、適切な維持管理に努める。
評価
ごみ焼却施設等、し尿処理施設からの排水による影響は下水の排除の制限に係る水質の基準内の水質とすることから、周辺的生活環境に与える影響はほとんどないと考えられる。更に環境保全対策を行うことにより、周辺的生活環境への影響は低減できると判断される。

## 第6節 総合評価

本改良事業実施後の施設の稼働に伴う施設周辺の生活環境について予測を行った結果、いずれの項目でも、関係法令に定める各基準値等を下回る結果となったことから、周辺の生活環境に与える影響は、環境保全上支障のないものであると考えられる。

また、事業の実施にあたっては、環境保全対策を講じ、施設周辺の生活環境に与える影響の更なる低減・回避が図られることから、環境保全に関する配慮が適正になされていると評価する。